

危機関連保証制度の創設について

(平成 30 年 4 月 1 日～)

突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた中小企業者について資金の調達を支援し、中小企業者の事業継続や安定を図ることを目的としています。

危機関連保証制度の概要

突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金の調達を支援することを目的としています。

項目	東京都制度融資 経営支援融資 危機関連保証対応型【略称：危機関連】	全国統一制度 危機関連保証制度
1. 対象となる方	中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定により区市町村長の認定を受けた中小企業者	
2. 融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）＊一般保証とは別枠扱い	
3. 資金使途	経営の安定に必要な事業資金	
4. 保証割合	責任共有対象外（100%保証）	
5. 融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む）	
6. 返済方法	分割返済 （貸付期間 1 年以内の場合、一括返済も可能）	原則均等分割返済
7. 融資利率	【固定金利】 融資期間 3 年以内 : 1.5%以内 3 年超 5 年以内 : 1.6%以内 5 年超 7 年以内 : 1.8%以内 7 年超 : 2.0%以内	金融機関所定の利率
8. 保証料率	責任共有対象外の特例関係保証率（0.40% ～ 0.80%） ＊東京都制度融資「危機関連」の場合は東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助します。	
9. 担保	原則として保証付融資の無担保残高が 8,000 万円超の場合は必要	必要に応じて
10. 保証人	法人代表者（組合は代表理事）以外は原則として不要	

参考：中小企業庁の金融サポート「危機関連保証制度」

中小企業庁サイト：金融サポート・セーフティネット保証制度・「危機関連保証制度」ページ

→ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm